

(3)選定委員会の委員構成(意見)

選定委員会の委員構成については、ガイドラインにおいて、「原則5人以上とし、必要に応じて専門的な知識を有する有識者を構成員」とすることとしている。しかしながら、選定委員会には、外観的な独立性や信頼性、事業を定性的に評価できる専門性も必要であることから、構成員の中に外部委員を入れることを必須とすることを検討することが望まれる。更に、外部委員は過半数とすることが望ましい。

(4)協定書の適切性～収入印紙の取扱い～(意見)

松本平広域公園において、県が指定管理者と締結する年度協定書のうち、県保管分に10万円の収入印紙が貼付されていた。

指定管理者と締結する年度協定書については、従前、印紙税法上の課税文書として取り扱っていたが、年度協定書は記載内容によっては課税文書に該当しない可能性がある。非課税文書であれば、納付した印紙税の還付を受けることができる可能性が高い。

非課税文書に該当するかどうかは所管税務署等に確認する必要があり、まず県として、税務署の見解を確認する必要がある。その上で指定管理者に対して速やかに連絡を取り、協定書が非課税文書と判断され、納付した印紙税の還付を受けることができる可能性が高い旨を伝える必要がある。

なお、松本平広域公園では、その後、所管課は税務署に問合せを行い、本協定書は非課税文書に該当する旨の回答を得ている。

【監査の視点3】指定管理者による施設の管理運営と県のモニタリング

(1)モニタリングにおいてサービス水準等を測定できる評価項目の設定(意見)

公募から最終評価までの流れ（公募⇒提案書⇒基本協定書⇒年次協定書⇒事業計画⇒年次評価⇒最終評価）の中で一貫した評価項目を指定管理者と協議しながら設定することが必要である。例えば、次のようなことがある。

① サービス水準の評価

県のモニタリングにおいて、指定管理者の業績評価とともにインセンティブの向上を図るために、契約から実施までの間において、サービス内容が具体的に指示されており、それが達成できたかどうか明確になるような詳細な規定が望まれる。例えば、サービス要求水準書(仕様書)、事業者の提案書、基本協定書、実績報告に至る一連の書類の中でサービスの水準と効果を測定できるような一貫した評価項目を設定することが望まれる。

② 定性的な外部評価の活用

文化芸術関連施設全般のモニタリングについて、利用者数だけでは、その効果を測定評価できないといわれているが、有効な指標が設定されていない。その結果として、定量的な評価も定性的な評価も困難となっている。定性評価が可能になるようなモニタリング指標を具体的に設定すべきであると考える。

例えば、政策評価における外部委員や、スポーツ施策や文化施策に関する審議会等があれば、施設の評価において、外部評価委員として活用して定性的な評価を行うことが考えられる。

③ 月次あるいは四半期報告の実施

指定管理者制度では、法律上は、年1回業務終了時に、事業者が報告書を提出することになっているが、知事等は指定管理者に対して月次や四半期ベースでの実績報告（利用者、利用料金、事業の収支状況、人員配置等を含む）を求めることができる。モニタリングの機能を強化し、早期に問題点を把握するためにも、月次あるいは四半期ベースでの実績報告の充実を図ることが望まれる。

(2) 本社経費の取扱いについて（指摘）

① 本社経費の実態把握

一般に、法人においては、事業に直接要する経費（事業を実施するための人件費、物件費等）とは別に、本社や本部の総務や企画、経理等の事業に直接要しない経費（間接費）が発生している。ここでは、そのような間接費を本社経費と呼ぶ。

この本社経費の一部を指定管理者の事業の経費として、どの程度認めるかが課題である。現在のところ、県のガイドラインには明確な規定がないため、施設によっては、収支差額の全額を本社経費に振り替えている場合もあるし、いくら本社経費が含まれているかわからない場合もある。

したがって、県は、本社経費について、まずその実態把握に努めることが必要である。

② 剰余金の取扱い

剰余金の取扱いについて、基本協定書には、年度毎に指定管理料の精算をしない場合は、収支余剰を繰り越して、指定管理期間終了時に「指定期間中の総収入の5%」を基準にして、それを超過する部分の2分の1を返還する旨の規定（第13条の2）がある。一般的には、指定管理者の経営努力として指定管理料を精算しない場合が多いが、この規定を設定した趣旨は、公の施

設の管理業務を通じ、指定管理料（県の税金）を受けながら、多大な利益を獲得することは県民の理解を得られにくいという考え方によるものである。しかしながら、本社経費の定義を明確にしない今まで、このような規定だけで、剩余金の返還の実効性が担保されるかどうか危ういところがあるし、指定管理者が交代した場合のリスクもある。

③ 剰余金の精算と本社経費の取扱い

剰余金について一定の精算方式を採用するのであれば、県が本社経費として認める範囲と限度額を示す必要がある。最終年度に精算するとしても、具体的な定めをおかないままの状態が続けば、その間、毎年度の実績報告を県は受領することとなり、場合によっては、不適切な本社経費の執行を認める外観を呈するおそれがある。最終年度に指定管理料の精算をめぐって、指定管理者との間で紛争の要因ともなりかねない。

本社経費の範囲については、一般的には、本社経費を計上していないケースから、総務や経理部門の経費として事業費の5%程度を計上しているケース、利益相当分を含めて15~20%程度を計上しているケースなど様々である。その背景には、指定管理者となる法人の形態（財団法人、社会福祉法人、株式会社等）、法人内部の組織構成、本社経費に関する法人の方針等の相違がある。

県としては、各指定管理者における「本社経費の計上方針と計上額」について実態調査を行うことが必要である。同時に、その法人の決算書を入手して法人全体の利益水準と本社経費とを比較することによって、本社経費の中にどの程度の利益が含まれているかを検証することが可能である。

その上で、指定管理者の事業内容（貸館業務中心、専門性の高い人的サービス中心、その複合型等）と、法人の形態（財団法人、社会福祉法人、株式会社等）の組合せにより、本社経費の範囲と限度額について、県としての考え方を整理していくことが考えられる。

また、新規の指定管理者の選定においては、この点をヒアリング等で事前に確認することも必要である。

④ 指定管理者の決算書の入手と分析

財団法人長野県文化振興事業団が指定管理者となっている施設（創造館、文化会館、美術館）の場合、当該事業団の決算書等を入手することによって、指定管理業務において生じた剩余金の処理がどのようにになっているかを把握できた。当該事業団の場合、全額を本社経費に振り替えており、剩余金が生じていないという決算になっているが、法人全体では実質的な余剰が生じて

いる。

他の団体等においては本社経費及び剰余金の把握が更に困難である。

したがって、指定管理者の法人全体の決算書を入手し、実質的な余剰の把握をすることが必要である。

(3) 公の施設の老朽化に伴う大規模修繕計画等の作成と財政的裏付けの検討(意見)

① 大規模修繕計画・更新計画の必要性

施設によっては老朽化しているところが少なくない。短期的には応急的な修繕が必要であるが、中長期的には施設の必要性を考慮した上で、大規模修繕計画・更新計画を作成し、財政的な裏付けが可能かどうか検討することが必要である。

② 建て替えや大規模改修の要否の判断

信濃美術館の場合、施設の老朽化が進んでおり、早急に信濃美術館のあり方を検討し、建て替えや大規模改修の要否を判断する必要がある。

③ 施設の老朽化と制度の効果の検証

青年の家、少年自然の家は施設の老朽化が進んでおり、修繕には多額の費用を要する。県内には、県の施設の他に、国の施設(高遠)、市の青年の家(松本市)等があるが、指定管理者制度を導入したばかりであるため、まずは制度の効果の検証を十分に行い、その上であり方を再度検討する必要がある。

飯田創造館、佐久創造館とともに、設置後30年程度が経過しており、設備の老朽化が進んでいる。現状の形態の創造館を事業として継続するのであれば、既存の設備の大規模な改修工事や空調設備の新設工事を含む大規模な施設の改修工事が必要となり、その財源措置が検討課題となる。

(4) 利用実績等データに基づく業績評価の実施(意見)

施設の利用状況を把握し、指定管理者の業績評価を行い改善の道筋を検討するために、施設毎の利用者数や利用率等の実績データが必要であるが、施設によっては、全体の利用者数は把握していても施設毎の実績が不明であったり、利用率(稼働率)が把握されていなかったりするところがある。また、利用者の属性(住居地等)も把握されていないところもある。したがって、個別の施設の実態に併せて利用実態の把握を行い業績評価の客観性を確保することが必要である。また、個々の施設の利用実態の把握は、利用者数の増加等の基礎データを提供するものである。

例えば、松本平広域公園の指定管理者は民間企業であるが、成果を上げているといえる。しかしながら、計画と実績の対比、個々の施設の使用状況など、個々の業務について見直すべき事項が見受けられる。公園のような無料で利用できるスペースは、利用者を把握することが困難であり、指定管理者の成果を数値などで評価することは難しいが、利用料収入や利用者数等、客観的な数値で成果を把握する手法の検討が必要である。

3. 指定管理者制度の課題

指定管理者制度の課題は、国の制度設計に関わることであるが、県として国への要望事項等として検討することが望まれる。

(1) 事業運営(ソフト)の指定管理者制度の導入(意見)

指定管理者制度は公の施設の管理に適用されるものであるが、事業運営(ソフト)に対して適用することも可能とすべきであると考える。実態的には、例えば、市区町村の複合施設において、施設の管理は行政が行い、事業運営に指定管理者を採用している事例もある(例えば複合施設内の地区図書館等)。また、複合施設において、コンソーシアム(複数の企業体)により指定管理者制度を導入し、施設の管理はビル管理の会社が行い、図書館の運営は専門の会社が行うという事例もある。

<指定管理者制度と業務委託の比較>

区分	業務委託	指定管理者制度
位置付け	サービスの提供 (契約関係)	管理代行 (指定行為による関係:行政処分)
事業者選定・契約形態	原則入札 委託契約	原則公募 議決(指定管理者の指定)を得て協定
対象施設(注)	規定なし	公の施設(注)
受託者	限定なし	法人その他の団体(民間事業者、NPO法人、公共的団体)
業務の範囲	契約範囲のサービス	自主的な施設サービスの提供、 施設の維持管理、 使用許可等の行政処分
施設の経営権	地方自治体	指定管理者 (営業時間、休館日等や業務範囲は条例で定める)
対外的な責任	地方自治体	指定管理者(第1義的) 地方自治体(最終的)
料金の帰属	地方自治体	指定管理者(条例で上限額を設定)
根拠法令	なし	地方自治法第244条の2第3項
報告書	なし	年度終了後に報告義務あり
業務又は経理に関する報告、調査、指示等	法律に規定なし(契約に規定すれば可能)	首長や委員会は指定管理者に対して報告を求め、実地調査し、必要な指示ができる

(注) ソフトの指定管理者制度の場合、施設の要件は不要となる。

指定管理者制度と民間委託（アウトソーシング等）を比較すると、いずれも行政サービスの外部化（サービスの購入）であるが、上表のように、法的な位置付けや制度設計が異なる。民間ノウハウを活用するという指定管理者制度のメリットを生かすには、事業だけの指定管理者制度を導入することは実態的にも有用ではないかと考える。

国への提言あるいは特区の申請等を検討することが望まれる。

(2) 指定管理者制度と雇用問題(意見)

監査の視点1（3）「指定管理料の設定における人件費の取扱いについて」で述べたように、指定管理者制度の問題点として、指定管理者が低廉な給与水準で雇用することによる弊害や、指定期間の短さ（3年～5年程度が多い）から、専門性をもった人材育成の困難さが指摘されている。

したがって、指定管理料の計算に当たっては、人的サービスが中心の業務の場合、人件費は、直営の水準を維持するか、あるいは、少なくとも現状のサービス水準を維持できるだけの人員と業界水準の給与を確保する仕組みが必要であると考える。

また、指定管理期間については、通常は3～5年であるが、指定管理者の専門性と事業の継続性を維持するためには、職員の安定的な雇用が確保されることが必要であり、より長期の期間を設定することも効果がある。そして、指定管理者においても、任期付職員から正規職員になる機会を増やすなど雇用面への配慮も必要である。

指定管理者制度の趣旨は、単なる人件費の削減ではなく、民間経営のノウハウやイノベーションによって、コスト削減とサービス向上を図るものである。したがって、雇用面を配慮した指定管理者制度のあり方を国に提言するなど、県としても働きかけることが望まれる。

4. 直営施設について

【監査の視点1】直営であることの妥当性があるか（意見）

① 技術専門校

これまで、技術専門校は、厚生労働省が直営に限ると解釈してきたという経緯がある。しかしながら、平成22年4月28日に厚生労働省から「都道府県又は市町村が設置する公共職業能力開発施設の管理運営について」の通知が出され、指定管理者制度により管理運営することができるよう法解釈が変更されたため、選択の余地が生じている。技術専門校の位置付けに関しては、時代のニーズと提供するサービスに乖離がないかどうか、必要とされるサービスを誰が提供するのか（県か民間か）、あるいは特定の科目について市場化テストを採用できるかなど民間ノウハウを活用することを検討する必要がある。また、入校生に高校卒業生の比率が高いことから、県として、高等教育との関連性も含めて、幅広い検討が望まれる。

② 県立図書館

これまで、県立図書館は、サービスにノウハウの蓄積が必要であること等の理由により、指定管理者制度導入の議論の俎上から外れている。

県立図書館は、直営を維持するのであれば、図書館としての使命・目的を掲げ、それを実現するための戦略と業績目標を掲げてサービス水準の向上に努めていくことが県民の幸せにつながるものと考える。もしも、サービス水準が低いものであるならば、指定管理者制度や業務委託等の民間ノウハウの導入により、サービス向上を図ることが必要である。

しかしながら、現状では、県立図書館の提供するサービス水準が全国的にみて高いものかどうかを客観的に評価する術がない。現状の業績指標としては貸出冊数等しかないため、県立図書館としての使命や目標が達成されているかどうかを評価することができない。図書館の業績や達成度を評価できるような業績指標を開発して、外部識者や利用者等による外部評価を実施することが必要である。その上で、上記の指定管理者制度の問題点に留意しつつ、指定管理者制度や業務委託等の民間ノウハウの活用を検討することが必要である。

県立図書館については、直営を維持するのであれば、サービス水準の評価を行い、より高いサービス水準へ取り組むことが必要である。

③ 県立歴史館

歴史館の業務内容は、博物館機能だけではなく、史資料の収集・整理・保存と目録作成・調査研究や、発掘調査などで出土した遺物や考古資料の収

集・整理・保存など、研究所的な業務も行っている。

博物館機能に着目すると、指定管理者制度の導入により、民間のノウハウを活用することによって、より一層のサービス向上を目指し利用者層の拡大を図る等の対応が考えられる。しかしながら、研究所的な業務は、業務の安定性、継続性を考慮すれば、むしろ県が行うべき事業と考えられる。

現状の業務を今後も継続し、直営施設として運営していくとしても、今後の課題として、博物館機能と研究所機能のあり方や、民間活力の可能性を検討をすることが必要である。

④ 生涯学習推進センター

生涯学習推進センターは、市町村と連携して県民の生涯学習を支援する機関であるとともに、専門的、技術的な知識を必要とする教育部門の組織であるため、県としては指定管理者制度には馴染まないものと考えている。また総合教育センターの附置機関となっており、施設管理は総合教育センターが行っている。

今後も直営施設として運営していくとしても、利用者サービスの向上に努めていくことが望まれる。

【監査の視点2】サービス向上と経費削減に取り組んでいるか（意見）

直営施設の場合、施設の目的と業績評価の指標とが必ずしも対応しておらず、サービス向上の取組が明確な目標となっていない面がみられる。

① 技術専門校

松本技術専門校では、在校生 1 人当たり 218 万円のコストがかかっており、民間の専修学校の平均 133 万円に比較して高いものとなっている。授業料は年間 12 万円程度である。また、入校生に占める高校新卒者の比率が高く、再チャレンジを求める就労希望者が少ない。就労希望者の受講ニーズや地域の企業ニーズ（ものづくりとともにサービス産業のニーズ）に対応した教科の見直し等が必要である。

② 県立図書館

県立図書館の役割には、次の 2 つがあると考える。それぞれの視点から、事業の目標を設定し、業績結果の測定と評価を行い、経費削減とともにサービスの向上に努めることが必要である。

- ・市町村立図書館への支援サービス（市町村立図書館との連携、協力、図書

館設置の推進等)

- ・県民への直接サービス（貸出等のカウンター業務、レファレンス（調査・相談）、郷土資料等の保存等）

例えば、県の職員が行っている業務のうち、カウンター業務や資料装備業務は、業務委託等により民間ノウハウの活用が可能であり、合理化の余地がある。また、県民サービスの向上として、レファレンスの向上、利用者育成、検索ツールの提供、デジタル資料の導入など、業務改善への取組、施設管理の改善が必要である。

③ 県立歴史館

古文書の保存に関して県立図書館からの移管を進めること、埋蔵文化財の調査研究における長野県文化振興事業団との連携、冬場の利用率の向上対策、博物館機能と研究所機能のバランスの見直しなど、サービス向上への取組が望まれる。

④ 生涯学習推進センター

県では、平成23年1月に行われた事業仕分けの結果を踏まえて、情報提供事業の見直しに取り組んでいるところであるが、研修事業として利用者ニーズに対応した講座の設定や、IT環境の変化に対応した情報提供事業のあり方等の検討を進めることが望まれる。

5. 外郭団体と指定管理者制度について

(1) 財団法人長野県文化振興事業団(意見)

平成 22 年 4 月現在において、県が指定管理者制度を導入している施設は 34 施設あるが、これを指定管理者の団体の性質で区分すると、①株式会社（共同企業体を含む。）、②社団法人・財団法人（一般社団法人・一般財団法人、公益社団法人・公益財団法人、特例民法法人を含む。）、③社会福祉法人、④地方自治体の 4 つに区分できる。

このうち社団法人・財団法人が指定管理者となっている施設は 8 施設（4 団体）であるが、県の外郭団体の定義に合致する団体が指定管理者となっている施設は 5 施設である。いずれも、企画部生活文化課の所管施設であり、財団法人長野県文化振興事業団が指定管理者として指定されている。

財団法人長野県文化振興事業団が指定管理者となっている施設は、飯田創造館、県民文化会館（ホクト文化ホール）、伊那文化会館、松本文化会館、信濃美術館の 5 館である。

県の改革基本方針の策定から概ね 5 年が経過しているが、その主目的である、県の人的関与の抜本的な縮減による自立的・効率的な経営の実現は未だ達成されていない。

信濃美術館（非公募）を除くと、ホクト文化ホール等の指定管理業務は全て公募である。これに対応するために、当事業団では、任期付雇用職員を主体とすることにより人件費を抑制している。本来は、舞台制作業務の専門的ノウハウや芸術的専門性の蓄積のためには、長期的な人材育成が必要不可欠であり、そのためには、一定程度の長期雇用が必要であるが、必ずしも実現していない。

長野県文化振興事業団は独立した法人格を有する団体であり、その経営に係る意思決定は、第一義的には当該団体が行うこととなるが、県が 100%出資している外郭団体であることから、今後のあり方については、県が、次のような積極的な指針、方針等を示すことが望ましい。

今後の事業のあり方については、様々な考え方があり得るが、例えば、①公募の指定管理者として担う事業（例：各文化会館）、②非公募の指定管理者として担う事業（例：信濃美術館）、③施設のあり方を見直すべき事業（例：創造館）、④新規に開拓すべき事業等（例：他の文化施設等の指定管理業務等）に事業を区分することが考えられる。その上で、将来的な事業戦略を策定することが望まれる。

V 外部監査の結果及び意見-指定管理者制度導入施設各論-

第1章 創造館

1. 施設の概要

(1) 飯田創造館

住所	長野県飯田市小伝馬町 1-3541-1		
設置年月	昭和 54 年 12 月	根拠条例等	長野県都市公園条例
設置目的	住民福祉の増進に寄与することを目的として、一般住民に文化活動の場等を提供するため設置する。		
施設の内容	<p>◇敷地面積 18,043.91 m²</p> <p>◇鉄筋コンクリート 地上 4 階、一部 3 階（増築棟部分）</p> <p>建築面積： 780.47 m²</p> <p>建築延面積： 2,454.17 m²</p> <p>◇内部施設</p> <p>創作室等： 14 室</p> <p>電気・灯油窯室、木工芸室、備品保管庫等</p> <p>◇駐車場 14 台分</p>		
利用料金	<ul style="list-style-type: none">・創作室 (400~11,000 円)・備品 (150~3,300 円)・電気窯 (1 時間 150~300 円)・電気器具 (1 kw 以内 1 時間 20 円)		
休館日	毎週水曜日、休日の翌日及び 12 月 29 日から翌年 1 月 3 日まで。 なおサービス向上のため開館日を増やしている。		
利用時間	午前 9 時から午後 10 時まで。		
施設の特徴 (長所・短所等)	○県立風越公園内に位置しており、創作活動に集中できる一方、昭和 54 年の開設であり、設備の老朽化が進んでいる。		

(2)佐久創造館

住所	長野県佐久市猿久保 55		
設置年月	昭和 55 年 12 月	根拠条例等	長野県都市公園条例
設置目的	住民福祉の増進に寄与することを目的として、一般住民に文化活動の場等を提供するため設置する。		
施設の内容	◇敷地面積 4,764.26 m ² ◇鉄筋コンクリート 地上 2 階 建築面積： 3,245.71 m ² 建築延面積： 4,875.66 m ² ◇内部施設 創作室等 14 室（1 階：5 室、2 階：9 室） 電気・灯油窯室、木工芸室、備品保管庫等 ◇食堂 ◇駐車場 650 台		
利用料金	• 創作室 101 号室 （一部使用：一人 50～100 円、全部使用：1,900～40,000 円） その他創作室（100～4,100 円） • 備品（150～2,000 円） • 陶芸用窯（1 時間 150～300 円） • 電気器具（1 kw 以内 1 時間 20 円）		
休館日	毎週水曜日、休日の翌日及び 12 月 29 日から翌年 1 月 3 日まで。 なおサービス向上のため開館日を増やしている。		
利用時間	午前 9 時から午後 10 時まで。		
施設の特徴 (長所・短所等)	○県立駒場公園内に位置しており、創作活動に集中できる一方、昭和 55 年の開設であり、設備の老朽化が進んでいる。		

2. 指定管理者制度導入前の管理運営状況

期間	管理形態	管理受託者
～平成 17 年度	管理委託	財団法人長野県文化振興事業団

飯田創造館及び佐久創造館とともに、平成 17 年度までは財団法人長野県文化振興事業団に対する管理委託であり、平成 18 年度より指定管理者制度を導入している。

3. 指定管理者の状況

(1) 飯田創造館

指定管理者	財団法人長野県文化振興事業団 (※)	指定期間	平成 18 年 4 月 1 日～ 平成 21 年 3 月 31 日(3年間)
選定方法	公募(応募者数:1)		
指定管理者	財団法人長野県文化振興事業団 (※)	指定期間	平成 21 年 4 月 1 日～ 平成 24 年 3 月 31 日(3年間)
選定方法	公募(応募者数:2)		

※財団法人長野県文化振興事業団の概要

指定管理者	財団法人長野県文化振興事業団
主な出えん者(出えん比率)	長野県(100%)
所在地	長野県長野市若里 1-1-3
設立年月日	昭和 54 年 9 月 11 日
代表者(県との関係)	【H22.11.10 現在】 理事長:和田恭良(長野県副知事)
役員、職員の状況	【H22.10.1 現在】 理事 8 人(常勤 2 人、兼務 6 人)、監事 2 人 職員 125 人(県派遣 29 人、県 OB13 人)
主な業務内容	・指定管理者として県立文化施設(県民文化会館(ホクト文化ホール)、伊那文化会館、松本文化会館、信濃美術館、飯田創造館)の管理運営 ・県埋蔵文化財の発掘調査及び研究 ・自主企画事業等、目的達成のために必要な事業
長野県所管の他の公の施設における平成 21 年度の指定管理業務 (長野県の所管部署)	県民文化会館(ホクト文化ホール)、伊那文化会館、松本文化会館、信濃美術館

※財団法人長野県文化振興事業団の財務の状況

(単位:千円)

	前々年度 (20 年 3 月 31 日)	前年度 (21 年 3 月 31 日)	直近の年度 (22 年 3 月 31 日)
経常収益	1,682,714	1,755,260	1,822,250
当期一般正味財産増減額	16,316	41,733	70,971
総資産額	277,247	286,640	410,099
指定正味財産	20,000	20,000	20,000
正味財産合計	111,109	152,842	223,813

(2)佐久創造館

指定管理者	株式会社フードサービスシンワ (※)	指定期間	平成 18 年 4 月 1 日～ 平成 21 年 3 月 31 日(3 年間)
選定方法	公募(応募者数:2)		
指定管理者	株式会社フードサービスシンワ (※)	指定期間	平成 21 年 4 月 1 日～ 平成 24 年 3 月 31 日(3 年間)
選定方法	公募(応募者数:2)		

※株式会社フードサービスシンワの概要

指定管理者	株式会社フードサービスシンワ
資本金	10,000,000 円
所在地	長野県南佐久郡小海町大字千代里 2392 番地1
設立年月日	昭和 44 年 6 月 27 日
代表者(県との関係)	代表取締役 有坂康躬
役員、職員の状況	取締役 3 人、監査役 1 人 佐久創造館職員 11 人
主な業務内容	・指定管理者として県立施設(佐久創造館、須坂青年の家)の管理運営 ・総合食品の製造加工及び販売 ・その他の事業
長野県所管の他の公の施設における平成 21 年度の指定管理業務(長野県の所管部署)	平成 21 年度は他にないが、平成 22 年度より須坂青年の家の指定管理者(平成 22 年 4 月 1 日～平成 24 年 3 月 31 日)。

※株式会社フードサービスシンワの財務の状況

(単位:千円)

	前々年度 (20 年 5 月 31 日)	前年度 (21 年 5 月 31 日)	直近の年度 (22 年 5 月 31 日)
売上高	968,815	910,851	1,024,072
税引後当期利益	5,132	2,295	820
総資産額	549,200	690,718	699,044
資本金額	10,000	10,000	10,000
純資産額	46,122	48,417	49,237